

鹿 児 島 県 公 報

平成24年12月28日（金）第2868号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 1
 ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 1
 ○道路の区域の変更（2件）（道路維持課取扱い） 2
 ○道路の供用の開始（2件）（道路維持課取扱い） 2
 ○川内港港湾計画の変更の概要（港湾空港課取扱い） 3
 ○志布志港港湾計画の変更の概要（港湾空港課取扱い） 3

公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（3件）（商工政策課取扱い） 4
 ○宅地建物取引業者に対する監督処分公告（2件）（建築課取扱い） 5
 ○開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 5
 ○一般競争入札の参加者の資格に関する公告（県立病院課取扱い） 6
 ○一般競争入札公告（県民健康プラザ鹿屋医療センター取扱い） 8

告 示

鹿児島県告示第1382号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成24年12月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
リハビリ強化型 デイサービスセ ンターさくらん ぼ	鹿屋市串良町下 小原3104-1	株式会社フミン ケアサービス	鹿屋市串良町下 小原3103-2	西丸 悦子	平成24年 12月1日	通所介護

鹿児島県告示第1383号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成24年12月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
リハビリ強化型	鹿屋市串良町下	株式会社フミン	鹿屋市串良町下	西丸 悦子	平成24年	介護予防

デイサービスセンターさくらんぼ	小原3104-1	ケアサービス	小原3103-2	12月1日	通所介護
-----------------	----------	--------	----------	-------	------

鹿児島県告示第1384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成24年12月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡瀬戸内町大字手安字 小手安原34番1地先から同 町大字手安字畑ヶ尻原471 番地先まで	前	5.7～78.7	1,453.8
			後	5.7～78.7	1,453.8
			後	9.0～96.8	1,289.3

鹿児島県告示第1385号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成24年12月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡瀬戸内町大字手安字長浜41番5地先から同町 大字手安字畑ヶ尻原471番地先まで	平成24年 12月28日

鹿児島県告示第1386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成24年12月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	光神山諏訪方線	曾於市末吉町諏訪方字関山 905番2地先から868番3地 先まで	前	8.2～13.7	225.0
			前	11.8～15.5	239.7
			後	11.8～13.7	225.0

鹿児島県告示第1387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成24年12月28日から2週間、鹿児島県土木部

道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	光神山諏訪方線	曾於市末吉町諏訪方字関山905番2地先から868番3地先まで	平成24年12月28日

鹿児島県告示第1388号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の規定により定めた川内港港湾計画の一部を次のとおり変更した。

なお、変更後の川内港港湾計画は、鹿児島県土木部港湾空港課（鹿児島市鴨池新町10番1号）において縦覧に供する。

平成24年12月28日

川内港港湾管理者 鹿児島県
代表者 鹿児島県知事 伊藤祐一郎

港湾計画の変更の概要

平成元年12月27日鹿児島県告示第2219号によりその概要を告示した川内港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 水域施設計画

泊地（追加）

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
港町地区	3.0	1

2 係留施設計画

小型栈橋（追加）

地区名	公共用又は専用の別	基数	用途
港町地区	公共用	1	旅客船用

3 港湾の効率的な運営に関する事項（追加）

川内港において、港湾の利便性やサービスの向上等、港湾の効率化を図るため、港湾利用者のニーズを十分把握するとともに利用促進活動を進める。

鹿児島県告示第1389号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の規定により定めた志布志港港湾計画の一部を次のとおり変更した。

なお、変更後の志布志港港湾計画は、鹿児島県土木部港湾空港課（鹿児島市鴨池新町10番1号）において縦覧に供する。

平成24年12月28日

志布志港港湾管理者 鹿児島県
代表者 鹿児島県知事 伊藤祐一郎

港湾計画の変更の概要

平成5年10月6日鹿児島県告示第1712号によりその概要を告示した志布志港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 臨港交通施設計画

道路（変更）

名称	起 点	終 点	車線数
臨港道路新若浜1号線	新若浜ふ頭	県道志布志福山線	4

2 土地造成及び土地利用計画（変更）

地区名	面積（ヘクタール）		用途
	変更前	変更後	

新若浜地区	42 (42)	43	ふ頭用地
	25 (25)	25	港湾関連用地
	8 (8)	7	交通機能用地
	20 (20)	20	緑地

備考 括弧書は、土地造成を伴う土地利用計画面積で内数である。

3 港湾の効率的な運営に関する事項（追加）

志布志港において、港湾の利便性やサービスの向上等、港湾の効率化を図るため、港湾利用者のニーズを十分把握するとともに利用促進活動を進める。

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により出水市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成24年12月28日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成24年12月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス出水店
出水市上知識町781番地 外8筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成24年7月26日
- 3 意見の概要
当市として、異議はありません。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により伊佐市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成24年12月28日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成24年12月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス大口店
伊佐市大口里571番1 外4筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成24年7月26日
- 3 意見の概要
大規模小売店舗「スーパードラッグコスモス大口店」の変更に伴う騒音の発生、廃棄物の処理・運搬、道路交通への影響等、周辺地域の生活環境の変化はないものと予想されるが来店者及び周辺地域の交通安全対策には万全を期するとともに、生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。

なお、付近住民からの苦情等の申し立てがあった場合は、誠意をもって対処すること。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により志布志市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成24年12月28日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成24年12月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス志布志中央店
志布志市志布志町志布志三丁目2319番1 外11筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による新設に関する届出
平成24年7月23日
- 3 意見の概要
出店にあたっては、周辺地域の大規模小売店舗立地法に定められた生活環境の保持を遵守し、周辺地域の住民等から苦情相談が寄せられた場合は、責任を持って対処すること。

宅地建物取引業者に対する監督処分のお知らせ

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり宅地建物取引業者に対する処分を行った。

平成24年12月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 被処分者

商号	氏名	主たる事務所の所在地	免許年月日	免許番号
丸高商事	内 義隆	鹿児島市武二丁目13番10号	平成24年2月14日	鹿児島県知事（10）第1903号

- 2 処分の年月日
平成24年12月19日
- 3 処分の内容
宅地建物取引業に関する業務の全部の停止11日間（平成25年1月3日から同月13日まで）
- 4 適用条文
宅地建物取引業法第65条第2項第2号

宅地建物取引業者に対する監督処分のお知らせ

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり宅地建物取引業者に対する処分を行った。

平成24年12月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 被処分者

商号	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	免許年月日	免許番号
株式会社大黒屋	代表取締役 宮下 勝雄	鹿児島市清水町5番2号	平成21年4月22日	鹿児島県知事（1）第5623号

- 2 処分の年月日
平成24年12月19日
- 3 処分の内容
宅地建物取引業に関する業務の全部の停止7日間（平成25年1月2日から同月8日まで）
- 4 適用条文
宅地建物取引業法第65条第2項第2号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年12月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

志布志市志布志町安楽字前田575番2, 575番3, 575番4, 582番1, 582番5, 583番1の一部, 583番6の一部, 583番7, 583番8の一部, 587番5の一部, 588番5, 588番6, 589番1, 589番2の一部及び575番2地先水路の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

鹿児島市広木一丁目1番1号
生活協同組合コープかごしま
代表理事 原田省二

.....
一般競争入札の参加者の資格に関する公告

平成24年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成24年12月28日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

1 調達をする物品等の種類

(1) 種類

物品（医療機器類）の購入

(2) 名称

X線透視撮影装置 一式

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

(2) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けた者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

(5) 調達をする物品等の特質により、(1)から(4)までに規定する資格以外に必要な資格を定めることがある。

3 入札参加資格審査の申請の方法，時期等

(1) 申請の方法

所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して，直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

ア 所定の営業概要書

イ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

ウ 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類（個人の場合に限る。）

エ 納税証明書

(イ) 消費税について未納の税額がないことの証明書

(ロ) 鹿児島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる営業所を有するものにあつては，主たる営業所の所在地の都道府県税）について未納の税額がないことの証明書

オ 印鑑証明書

カ 財務諸表（法人にあつては申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書，個人にあつては申請書を提出する年の前年分の所得税確定申告書の写し）

キ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係（行政庁舎1階）

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

(3) 申請書類の受付期間

平成24年12月28日から平成25年1月21日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお，受付期間の終了後も随時受け付けるが，この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のアからカまでのいずれかに該当する者は，入札参加資格審査を受けることができない。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 資格審査要綱第6条第1項又は第2項の規定により入札参加資格を取り消され，その取消しの日から2年を経過していない者

ウ 営業開始後2年を経過していない者又は営業を停止し，若しくは休止した者で営業再開後2年を経過していないもの。ただし，知事が特に必要と認める場合は，この限りでない。

エ 暴力団

オ その役員等が，次のいずれかに該当する法人又は個人

(イ) 暴力団員

(ロ) 自己，自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用している者

(ハ) 暴力団又は暴力団員に対していかなる名義をもってするかを問わず，金銭，物品その他の財産上の利益を不当に提供し，又は便宜を供与するなど，直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与している者

(ニ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(ホ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者

カ 暴力団又は暴力団員が，その経営に実質的に関与している法人又は個人

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便又は信書便により送付する。

- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間
入札参加資格を取得した日から平成26年9月30日までとする。
- 5 入札の公示の方法
入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

……………
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成24年12月28日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 日高史郎

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入をする物品等の名称及び数量
X線透視撮影装置 一式
- (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所
県民健康プラザ鹿屋医療センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 一般競争入札の参加者の資格に関する公告（平成24年12月28日鹿児島県公報第2868号登載）により示したX線透視撮影装置に係る知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
- エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
- オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
- ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
- 3 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるも

のとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

県民健康プラザ鹿屋医療センター経営課
鹿屋市札元一丁目8番8号 郵便番号 893-0013

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により送付すること(郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。)

(4) 入札書の提出期限

平成25年2月18日午後5時(郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年2月19日午前10時
イ 場所 県民健康プラザ鹿屋医療センター講堂(2階)

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(4)に同じ。

5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国(公団及び独立行政法人を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国(公団及び独立行政法人を含む。)又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を

2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県民健康プラザ鹿屋医療センター経営課
鹿屋市札元一丁目8番8号 郵便番号 893-0013
電話番号 0994-42-5101
ファックス番号 0994-44-3944

12 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

13 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
Digital X-ray Fluoroscopy Radiography System:1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:
As specified in the bid explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Kagoshima Prefectural Kanoya Medical Center
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 18 February 2013
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Management Division
Kagoshima Prefectural Kanoya Medical Center
1-8-8 Fudamoto,Kanoya City,Kagoshima Prefecture 893-0013 Japan
TEL 0994-42-5101
FAX 0994-44-3944